

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 2 年 3 月 19 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 小町 邦彦

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の公布による。

立川市立学校管理運営規則の一部を改正する規則

立川市立学校管理運営規則（昭和35年立川市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(その他必要な職員)</p> <p>第10条 法第37条第2項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定するその他必要な職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 栄養士、調理及び一般用務に従事する職員、学校給食配膳員、特別支援学級指導員並びに<u>学校事務員</u></p> <p>(2) 中学校 一般用務に従事する職員、特別支援学級指導員及び<u>学校事務員</u></p> <p>2及び3 ……略……</p> <p><u>第23条 削除</u></p> | <p>(その他必要な職員)</p> <p>第10条 法第37条第2項（法第49条の規定において準用する場合を含む。）に規定するその他必要な職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校 栄養士、調理及び一般用務に従事する職員、学校給食配膳員、特別支援学級指導員並びに<u>嘱託員</u></p> <p>(2) 中学校 一般用務に従事する職員、特別支援学級指導員及び<u>嘱託員</u></p> <p>2及び3 ……略……</p> <p><u>(学校評議員)</u></p> <p><u>第23条 学校に学校評議員を置くことができる。</u></p> <p><u>2 学校評議員に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。